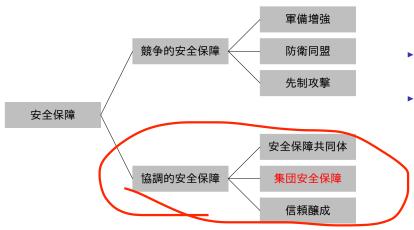
国際政治学

講義 15 集団安全保障と PKO

早稲田大学大学院 政治学研究科博士後期課程 淺野 塁

1. 集団安全保障の概要

集団安全保障の位置付け



集団安全保障の定義

- ▶ 国際社会の平和と安定を維持するために、 多数国間の協力を推進する制度
- ▶ 国際機構・地域機構ともに例が見られる
 - ▶ 国際連盟 League of Nations
 - ▶ 国際連合 United Nations
 - ▶ 米州機構 Organization of American States
 - ▶ アフリカ連合 African Union
 - ▶ 欧州安全保障協力機構 Organization for Security and Co-operation in Europe

3

集団安全保障の特徴

前提 メンバーは、平和と安定の維持を共通利益としている
▶ 前提が成り立つ場合、<u>現状では平和と安定が達成されている</u>

目的 国際社会の平和と安定を脅かす戦争や侵略を抑止する

▶ 「力による変更」は抑止するが、「<u>平和的な変更」は阻止しない</u>

機能 武力攻撃を開始した国に対して<mark>集団で</mark>処罰を実行する

- ▶ ある国への攻撃は、他のすべての国への攻撃とみなされるため、 すべてのメンバーが被害国を守る義務を負う
- ▶ 武力攻撃を発生させると処罰の対象となるため、 「力による変更」が合理的ではなくなる

集団安全保障と同盟

▶ 協調的安全保障の一例である集団安全保障と、 競争的安全保障の一例である同盟との比較

	集団安全保障	同盟
前提:メンバー間の共通利益は	平和と安定	現状維持
想定:潜在的敵国を想定	していない	している
目的:力による現状変更を	抑止する	抑止する
機能:メンバー間での協力を	する	する

- * 共通利益:平和と安定=現状維持ではない
 - → 集団安全保障においては、<mark>平和的な現状変更</mark>は認められる
 - → 実力行使ではなく平和的手段での現状変更を促す

5

2. 集団安全保障のパズル

集団安全保障の現状

- ▶ 国際連盟における集団安全保障
 - ▶ 第一次世界大戦の失敗を踏まえ、連盟規約に条文を制定
 - ▶ しかし、第二次世界大戦の発生により失敗
- ▶ 国際連合における集団安全保障
 - ▶ 国際連盟での反省を踏まえ、国連憲章に条文を制定
 - ▶ しかし、<u>多くともこれまで二回の制裁発動に</u>とどまる
 - ▶ 1950 年、朝鮮戦争において「国連軍」が結成されたが、 これも当初想定された国連常設軍ではなかった
 - ▶ 1991 年、湾岸戦争において多国籍軍が結成されたが、 あくまで国連は要請したにすぎず「国連軍」ではなかった

8

10

12

集団安全保障のパズル

(国際連合における) 集団安全保障は機能不全なのか?

- ▶ 国連における制裁発動の少なさをどう解釈できるか?
 - 1. 抑止が成功しているため、発動する必要がない
 - 2. 脅威自体が少ないがそれらには発動しているため、成功している
 - 3. 発動すべき脅威に対して発動できていないため、失敗している
- ★ 集団安全保障の現状は、成功とも捉えられるし、失敗とも捉えられる

集団安全保障の問いの立て方

- 1. 集団安全保障は脅威を抑止できているか? ×
 - ▶ 抑止できている状況は観察できない
 - ▶ 抑止できている状況と、抑止するべき脅威が少ない状況は、観察上同値
 - → <u>反証可能な形で検証できな</u>い
- 2. 集団安全保障は脅威に対処できているか?
 - ▶ 対処できている=集団安全保障の発動は観察できる
 - ▶ 現実に、抑止するべき脅威は多く発生している
 - → 反証可能な形で検証できる

なぜ脅威に対して制裁できていないのか?

9

集団安全保障のパズルへの解(1)

なぜ脅威に対して制裁できていないのか?

- 1. 政策担当者にとっては、制裁を発動することに興味がないから \triangle
 - ▶ 集団安全保障という制度のデザインだけが重要?
- 2. 脅威が実際に発生しているのに、制裁発動に失敗しているから 〇
 - ▶ 集団で処罰するというデザイン上、他の誰かがやってくれればいい → 公共財をめぐる集合行為問題から紐解く

集団安全保障のパズルへの解(2)

- ▶ 国際社会における平和と安定は(純粋)公共財
 - ▶ 競合性がない:複数の国家が同時に享受できる
 - ▶ 排除性がない:新たに享受するためのコストはほぼかからない

競合性 排除性	あり	なし
あり	私的財	共有財
なし	クラブ財	公共財

- ▶ 脅威が発生したとき、誰が公共財たる平和と安定を供給するか?
 - ▶ 集団安全保障の制度上では、すべてのメンバーに義務が生じる
 - ► しかし、いずれかの国が制裁発動してくれれば、 平和と安定を他の国家もコストなしで享受できる =ただ乗り問題の発生

集団安全保障の手続き

3. 集団安全保障の機能不全

- 1. 武力攻撃が発生する
- 2. 武力攻撃を、国際社会の平和と安定への脅威であると認定する
- 3. (認定されたら) メンバーに制裁発動を要請する
- ★ 各ステップにおいて機能不全を考察する

14

18

各ステップにおける機能不全

- 1. 武力攻撃が発生しやすい
 - ▶ ステップ 3 における<u>集合行為問題を見据えると</u>、処罰されない可能性
 - ▶ 集団 での処罰とは異なり、各国 が自国の判断でできる
- 攻撃は 2. 武力攻撃を、国際社会の平和と安定への脅威であると認定しにくい

 - ▶ 定義の曖昧さ:脅威なのか、自衛権行使なのか、判別が難しい
 - ▶ 認定の恣意性: 脅威としてみなしたくない国もいる 仲の良い国
- 3. (認定されたら)メンバーに制裁発動を要請しても発動しにくい
 - ▶ 集合行為問題の発生:コストがかかるため自国では発動したくない
 - ▶ 発動の恣意性:相手によっては発動したくない国もいる

国連における機能不全(1)

- ▶ 国際連盟における失敗
 - ▶ 全会一致の法則:認定・発動要請を決定するのが難しかった
 - ▶ 大国の不参加・脱退:率先して対処できる国がいなかった
- ▶ 国際連合における反省
 - ▶ 集団安全保障の設計:少数での決定+少数国のパワー
 - ▶ 安全保障理事会(常任5カ国、非常任10カ国)による決定
 - ▶ 安保理による決定は全加盟国を拘束する
 - ▶ しかし、安保理常任理事国には<mark>拒否権</mark>を認めている
 - ▶ Permanent-5:米、英、仏、中、露
 - ▶ 五大国によって恣意的に決定が拒否される可能性

15 16

国連における機能不全(2)

- ▶ 冷戦期における安保理決議の停滞
 - ▶ 常任理事国が、自国にとって不利な状況に対して拒否権を行使した
 - ▶ 冷戦期の拒否権発動率= 28%
 - ▶ 冷戦後の拒否権発動率= 2% (-2011)
- ▶ わずか二回の制裁発動も偶然の産物であった
 - ▶ 朝鮮戦争:台湾の代表権問題でソ連が安保理をボイコット ▶ 湾岸戦争:冷戦終結後ソ連は西側諸国との関係性を重視

- 小括:集団安全保障
 - ▶ <u>平和と安定の維持が</u>、すべての国にとって共通利益であることが前提 =自分だけが逸脱するインセンティブがない、ナッシュ均衡
 - ▶ しかし、平和と安定が崩れたときに<u>対処できる制度設計がない</u>
 - ▶ 他の国による制裁発動にただ乗りできてしまう
 - ▶ しかし、この問題は国連に特有なのか?冷戦期に特有なのか?

4. 平和維持活動の概要

集団安全保障に代わる PKO

- ▶ 集団安全保障の機能不全
 - ▶ 国際連盟:第二次世界大戦の発生
 - ▶ 国際連合:冷戦対立により国連憲章に沿った決定が停滞
 - → 集団安全保障に代わる手段としての<mark>平和維持活動</mark> Peacekeeping Operaition = PKO
 - ightarrow 1956 年、スエズ動乱に対して派遣された UNEF I がその原初
- ▶ 平和と安定維持のための国連における制裁
 - 1. 非軍事的措置(経済制裁、文化制裁)
 - 2. 軍事的措置(例:朝鮮戦争、湾岸戦争)
 - → 国連憲章第7章に基づく平和強制
 - 3. <mark>平和維持</mark>(例:ゴラン高原、カンボジア)
 - → 国連憲章に直接的な規定がない「6 章半活動」

20

22

国連 PKO 三原則

1. 紛争当事者の同意

- ▶ 主たる紛争当事者の同意の下で派遣される
- 2. 不偏性
 - ▶ いずれの紛争当事者の側にもたたない
- 3. 自衛・任務防衛以外の実力の不行使
 - ▶ PKO 隊員の生命やマンデート実行のためであれば実力行使可能
- ▶ 国連 PKO は、国連加盟国からの派遣によって成り立っている
- ▶ 日本の PKO 参加五原則は、以上の三原則に加えて以下の二つ
 - ▶ 紛争当事者間の停戦合意
 - ▶ 原則が満たされなかった場合の撤退

PKO の運用とその変化(1)

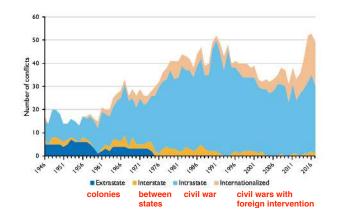
- ▶ 伝統的な PKO の役割
 - ▶ 停戦合意の観察・監視・報告
 - ▶ 兵力の撤退・引き離しの監視・管理
 - ▶ 信頼醸成措置





PKO の運用とその変化(2)

- ▶ PKO を取り巻く環境の変化
 - ▶ 紛争形態の変化:国家間紛争から内戦へ
 - = 非国家主体の参加/内政不干渉原則とのジレンマ
 - ▶ 図: PRIO. 2018. *Trends in Armed Conflict*, 1946–2017. p.2



PKO の運用とその変化(3)

- ▶ 環境の変化に応じた PKO の機能拡大
 - ▶ マンデート内容の多角化
 - 武装解除・動員解除・社会再統合(DDR)、治安部門改革(SSR)、 警察支援、法整備支援、地雷除去、人権促進、選挙監視
 - ▶ 国連憲章第7章に基づくロバストなマンデート
 - ▶ 紛争状況が不安定な地域への派遣
 - ▶ 人道的介入や保護する責任(R2P)といった規範の変化
 - ▶ 文民保護(PoC)のマンデート(例:コンゴ民、南スーダン、マリ)
 - ▶ Enforcement と呼ばれるミッション(例:ソマリア、旧ユーゴスラビア)
- * 平和維持活動の発展
 - ▶ 平和維持だけでなく、<u>平和創造から平和構築まで</u>
 - ▶ 現場における問題解決をベースに変化を続けている
 - → 意図的な制度設計ではなく、自発的な新しい制度の創発

PKO の効果(1)問題の所在

なぜ PKO が停戦合意を遵守させられると考えられるのか?

- ► PKO の主目的:紛争当事者間の停戦合意の遵守 → PKO が直面している問題の所在をまず明らかにする
- ▶ 停戦合意の遵守問題
 - ▶ 停戦合意を締結し遵守した結果得られる平和は、 紛争当事者双方にとって望ましい
 - ▶ しかし、停戦合意から一方的に逸脱することで、 自分だけに有利な結果をもたらすことができてしまう = 協調問題/囚人のジレンマ
 - ▶ 相手が停戦合意を遵守するか不確実な状況 +これまで武力紛争を戦ってきた相手に対する不信感 ⇒ コミットメント問題の発生

26

PKO の効果(2)問題の克服

- ▶ コミットメント問題解決方策としての PKO シグナル
 - ▶ PKO を受け入れること自体に合意遵守の意図が現れている

5. 平和維持活動のパズル

▶ PKO が第三者として介在し、停戦合意に信憑性を付与する

停戦合意から逸れる行動をとりにくい

- ▶ 直接的な効果:任務遂行の結果としての停戦合意遵守
 - ▶ PKO は自らの任務として停戦合意を遵守させようとする
- ▶ 副次的な効果:不信感を低減させうる
 - ▶ 信頼醸成措置としての役割・任務 紛争国のコミュニケーションの介在
 - ▶ 多角化する PKO の任務により戦争の根本原因をも解決しうる

PKO の効果(3)成功例

- ▶ カンボジア
 - ▶ 国連カンボジア先遣隊(UNAMIC) 1991-1992 年
 - ▶ 国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC) 1992-1993 年
 - ▶ カンボジア内戦後のパリ和平協定に基づき設立
 - ▶ 和平合意履行のため、武装解除・動員解除、警察・行政組織の監督、 人権促進、難民帰還支援、選挙実施支援などを遂行
 - ▶ 選挙実施と新憲法の公布を見て撤退
 - ▶ 当時国連事務次長の明石康が代表を務める
 - ▶ 日本からも国連 PKO に初めて自衛隊が派遣された (他に警察官や選挙監視要員も派遣された)

27

29

7 28

PKO の限界(1)未解決の問題

- ▶ 停戦合意が維持されていたとしても...
 - ► その後、和平合意締結にまで結びつくかはわからない → あくまで紛争当事者の行動を監視することが目的
 - ▶ 停戦合意不参加の勢力、反政府勢力の分裂 内戦の特徴、非国家主体が不履行 → 非国家主体のスポイラーにより停戦合意が破綻する可能性
 - ▶ 資源の不足などによる任務遂行の限界 加盟国からの資金 → 文民保護が間に合わない
 - ▶ PKO 隊員による性的搾取などの問題
 - → PKO の信憑性や中立性への疑念が生じうる

PKO の限界(2)失敗例

- ▶ 南スーダン
 - ▶ 国連南スーダンミッション(UNMISS) 2011-
 - ▶ 南スーダン分離独立後に設立
 - ▶ ミッション開始後も、南北スーダンでの対立、 および南スーダン国内での対立により犠牲者が発生
 - ▶ 合意文書の不遵守、組織の分裂、文民保護の不徹底
 - ▶ 日本の自衛隊も施設部隊と司令部要員を派遣
 - → 2017 年に施設部隊は撤退完了
 - → 2020 年現在も司令部要員の派遣は継続中

6. 平和維持活動の実証研究

PKO の効果に関するエビデンス

- ▶ アネクドートによるエビデンスだけでは不十分
 - ▶ 成功例:カンボジア、エルサルバドル、グアテマラ、モザンビーク
 - ▶ 失敗例:ルワンダ、ソマリア、旧ユーゴスラビア
 - ▶ 2020 年現在、活動中の国連 PKO は 13、終了したものも含めると 71
- ▶ 実証的なエビデンスの必要性
 - ▶ 成功例・失敗例それぞれを見て成否を判断するのではなく、 一般的に PKO が成功・失敗しているかを問う

PKO は停戦合意を継続させているのか?

32

PKO の実証分析(1)

- ▶ Fortna による実証研究
 - Fortna, Virginia Page. 2008. Does Peacekeeping Work? Shaping Belligerents' Choices after Civil War. Princeton: Princeton University Press.
 - ▶ PKO を 4 つの種類に分類
 - 1. Monitoring peacekeeping
 - 2. Traditional peacekeeping
 - 3. Multidimensional peacekeeping
 - 4. Enforcement peacekeeping
 - ▶ 冷戦後内戦の停戦合意を継続させる効果があるか検証
 - ▶ PKO 一般について、停戦合意崩壊確率を 50%から 70%低減させる
 - ▶ Multidimensional peacekeeping について、最大で 94%低減させる
 - ▶ Traditional peacekeeping や Enforcement peacekeeping にも、 統計的に同様の効果が認められた

PKO の実証分析 (2)

- ▶ 近年ではより PKO の多様性に注目した研究がなされている
 - ▶ PKO の規模
 - ▶ PKO を構成する監視員・軍隊・警察の数
 - ▶ PKO の財政支出規模
 - ▶ PKO の構成
 - ▶ 各ミッションにおける派遣国の構成
 - ▶ 派遣国どうしの地理・言語・文化的なばらつき
- ▶ PKO が何に寄与するかについても多様な研究がなされている
 - ▶ マンデート内容の多角化
 - ▶ 民主化
 - ▶ 経済成長
 - ▶ ロバストなマンデート
 - ▶ 内戦犠牲者数
 - ▶ 内戦における文民の犠牲者数

33

小括: 平和維持活動

- ▶ 集団安全保障に代わり存在感を示す PKO
 - → ただし、国連憲章に直接的な規定はない
- ▶ 時代とともにその内容は変化している:多角化、ロバスト化
 - → 現場の状況にあわせてその運用を変化させている
 - → 国家間の共有価値の変化にも影響を受けている(例:人権)
- ▶ コミットメント問題解決方策としての PKO
 - → 実証的なエビデンスからも合意遵守に効果があると示されている